

見附市選挙管理委員会告示第33号

令和7年1月30日執行予定の見附市長選挙において、見附市議会議員及び市長の選挙ポスター掲示場設置に関する条例（昭和57年見附市条例第21号）第3条の規定による候補者がポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

ただし、公職選挙法第86条による候補者届の受理後とする。

令和7年1月5日

見附市選挙管理委員会
委員長 佐野 眞砂子

候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日

令和7年1月23日